

令和6年度 第3回野洲市国民健康保険運営協議会 会議録

【確定版】

○日時場所:令和7年1月23日(木)14時から15時05分

市役所 第5会議室

○出席委員:公益代表…田村 雅男、水谷 威彦、川端 文代

保険医・保険薬剤師代表…白井 博志、桂 基博、飯田 健一

被保険者・被用者保険代表…坂口 俊行、岩井 正雄、奥野 武浩

(敬称略)

○出席職員:櫻本市長、井出健康福祉部長、北田健康福祉部次長

辻保険年金課長、對馬保険年金課長補佐

※市長は公務のため、冒頭の挨拶のみ出席。

「次第3・議題」

①令和7年度国民健康保険の納付金・保険税の算定(本算定)について～資料1～

【事務局説明の概要】

<野洲市の現状>～資料 P1-2～

- ・被保険者数は、令和6年度の被保険者数と世帯数(12月時点の平均)は、前年度と比較して、被保者数△4.9%・世帯数△3.7%、令和2年度からは被保者数△15.0%・世帯数△10.0%と減少しており、令和2年度から平均で被保者数△3.8%・世帯数△2.5%の減少となっている。
- ・保険給付(折れ線グラフ)は、保険給付費総額では減少しつつも大きな増減がない。
- ・一方で、被保険者1人当たりの給付額(棒グラフ)だと、令和6年度の被保険者数一人あたりの保険給付金額(12月時点見込)は、前年度比2.2%減となる見込みだが、令和2年度からは11.6%増加しており、年平均2.9%で増加している。
- ・一人あたりの保険税額は、令和2年度に減額改正し減額している。令和3年度は、コロナ禍により所得が減少した結果、1人あたりの保険税が減少している。そして、令和4年度は減額改正と所得の減少によりさらに一人あたりの保険税額は減少。令和6年度(12月時点見込)は、

前年度比1.6%増となったが、令和2年度との比較は△4.9%の減額しており、本来であれば、保険給付費が上昇していることから、増額していかなければいけないところを県の公費投入や市国保財政調整基金を活用したことにより、保険税率を年平均換算で△1.2%の減額算定をしている。

- ・国保税率を安定的に推移させるために国保財政調整基金の活用をしてきたが、この保有額は、令和元年度末において約4億2,000万円だった。令和2年度はコロナ禍によって医療に係る療養給付費が減少したことや、事業規模を縮小したこと、令和3年度においては、療養給付費が増嵩したが、この増嵩分については県費を投入されたことで、基金の活用も最小限にとどまり、令和4年度末の基金残高は4億1,700万円にとどまっている。ところが、令和5年度納付金算定において、県費投入で不透明となっていた医療費の増嵩分が本来のあるべき水準となり、この反動により市の保険税率と令和5年度の県が示す標準保険税率との乖離が大きくなったが、税率を維持するために1億5,400万円の基金投入を行い、令和5年度末の基金保有高は、2億2,400万円となった。
- ・令和6年度も現行税率を維持するため、1億4,200万円の基金を活用した。一方で決算剰余金のうち1,200万を積み立てた結果、今年度末基金残高は1億3,400万円を見込んでいる。
- ・この状況のまま現保険税率を維持すると、令和7年度に基金が枯渇する。このことを踏まえ、令和9年度の保険料水準の統一化に向けて、市の安定的な国保運営を継続するための調整財源として、一定額確保しつつ、最大限活用できるよう検討していく必要性がある。

<国民健康保険の納付金と保険税との関係について>～資料 P3～

- ・国民健康保険の納付金と保険税との関係については、まず、被保険者が医療機関に係られ、診療代金の自己負担分(2～3割)を支払う。残りの分(7～8割)は、市国保が保険給付費として医療機関に支払う。このほか出産に係る費用や葬祭に係る費用の一部を市国保から給付している。この給付に係る費用は県支出金として全額市国保に交付されることで収支を回っている。県はこの交付金の財源として、市国保に納付金を求めることになる。市国保は、この納付金を収めるために国保税として被保険者から集めることになる。このことから、国保税率はこの納付金額より算定することになる。このような仕組みとなったのは、県が国保の財政運営主体となった平成30年度からである。
- ・保険税の算定基礎となる金額は、医療給付に係る費用から前期高齢者交付金を差し引いた金額を公費負担と保険税で半分ずつ負担している。現在の前期高齢者負担金は、医療給付の約1/3を占めているので、保険税として納める納付金額は給付額の約1/3の金額で計算している。
- ・資料3の予算概要にある歳出の保険給付費と納付金を比較すると、おおよそこの割合になる。また、納付金から各種の財政支援される分を差し引いた金額で保険税を算定しているため、歳入の国保税額はこの納付金額からさらに減額された数値となる。

<滋賀県における今後の保険税率の方針>～資料 P3～

- ・現行は県の示す市町ごとの標準保険料(税)率をもとに各市町で税率を決定している。令和6年度からは、県が示す全市町同じ税率とする県下統一保険料(税)率に基づく保険税を市町で

調整する形式となる。そして、この調整していた各市町の税率を令和9年度に統一するという目標がある。

- ・図は、現在の県が示す1人当標準保険料と各市町の算定する保険料の現在位置になる。各市町とも基金などを活用し標準保険料より低い保険料にある。野洲市は現在の保険税率を県が示す保険税率に合わせていかなければいけないこと、令和9年度の完全統一に向けて、野洲市保有の財政調整基金を活用しながら推移させていくことが必要となる。(統一の前年度まで財政調整基金活用可能)

<令和7年度県納付書及び保険料(税)の確定係数での算定>～資料 P4～

- ・納付金算定におけるこれまでの経過については、11月19日に県による仮係数による納付金・標準保険料率の通知があり、増額となったので市町から県に対し、県費の投入についての要望はあったが、仮算定の段階では県費投入は行わない方向で算定。野洲市は、令和4年度に国保税率を減額改正した現行税率において、この納付金額における保険税試算と基金残高を検証したところ、基金全額活用しても現行税率を維持することができないこと、令和9年度の県下統一に向け、段階的に統一保険税率に合わせ行くことで、先月の12月26日の第2回運営協議会で審議いただき令和7年度増額改正し、この税率を令和8年度維持し、令和9年度に県統一化を図ることでご承認いただいた。
 - ・1月10日に県による確定係数を用いた納付金・標準保険料率の出力帳票が提供され、この数値に基づく保険税算定と予算編成をし、1月23日、本日のこの運営協議会で審議を行う。
 - ・なお、1月24日に県確定係数による納付金・標準保険料率の内示がされている。今後、数値の変更はないと考えているが、万が一変更があった場合は、現保険税率は変更しないこととし、それ以外の予算(主に財調基金)に変更を加えることとする。また、確定係数による納付金・標準保険料率の正式な通知は、県予算案公表後の令和7年2月上旬を予定されている。
 - ・県から提示された令和7年度県納付金及び保険料(税)の確定係数については、一人あたり医療費の増減率が、県総額ベースとして3.3%の増となり、この増加率は具体的な数字は示されていないが県による推計により薬価改定△0.54%減、高額自己負担額改正△0.21%減を加味したものとなっている。仮算定時 4.73%増額見込みからすると一定減算された。
 - ・医療費の指数については、県全体で支えあう仕組みとなっているので、各市町間の反映係数はない。
 - ・直近3年間の平均の収納率として、95.56%が野洲市の収納率ノルマとして反映される(前年は95.70%)。
 - ・この条件のもと、確定係数で示された野洲市の令和7年度納付金額は、表のとおりとなる。まず、前年度納付金額と比較して、総額で5,129万円、△4.5%の減額となっている。参考の仮算定の金額よりかは、幾分抑えられた額となっているが、被保険者数の減少割合(約5.9%)と比較すると、減少率は少なくなっており、1人当たりになると約2,000円の増額となった。
- <令和7年度国民健康保険税の改正(案)について>～資料 P5-7～
- ・基金の活用について表で説明。令和9年度の保険料水準の県下統一を目指し、令和6年度末基金見込残高の1億3,400万円を令和7年度(5,150万円)と令和8年度(8,250万円)に最大限活用し、可能な限り保険税率の平準化を図るシミュレーションを行った。

- ・下段にこのシミュレーションを基に算定した令和7年度の国保税率案について、示している。左側が現行税率となり、赤文字で示したものが野洲市の新保険税率案、右側に参考として県が示した令和7年度県統一の標準保険税率である。現行税率と県の統一保険料率の乖離が大きくなり、国保財政調整基金を活用することで、おおよそこの乖離した保険税率の中間値付近の新税率となっている。なお、介護納付金分の保険税については、算定の中で基金を活用することで、据え置く算段ができたので、据え置きとしている。この税率を令和8年度も維持し、令和9年度の統一をはかる。
- ・6ページは、今後の保険料(税)率の推移見込みについて、今回の税率算定と県の推計値を基に示している。
- ・算定条件としては、令和7年度に保険税率改正を行い、令和8年度まで、基金を活用する。
- ・被保険者数、世帯数の変動、各種費用負担や税率算定条件の変更がない。令和6年度本算定から1人当たりの医療費(後期・介護含む)が年約3.3%伸びる想定としている。
- ・令和9年度の統一保険料率は、現段階での県の試算による税率となっている。
- ・下段に令和7年度に保険税率を改正することを踏まえた1人当たり保険税推移のシミュレーションになる。折れ線グラフの青色が、(本来集めなければならない)1人当たりの標準保険料の推移で、赤の破線がこの平均的な推移を示している。
- ・オレンジの線が、野洲市の保険税率に基づく1人当たりの保険料の推移となる。今後の見込みとして、令和7年度に増額改正し、それを令和8年度維持。そして、令和9年度に県の標準保険料率に合わせに行くラインとなっている。
- ・あくまで、医療費が3%ずつ増加していくことでのシミュレーションになるので、医療費の増高や令和8年度に県が示す納付金額や標準保険料が大幅に増加するなどした場合は、令和8年度に再度、税率について検討する必要がある。
- ・最後のページは、今回の税率改正での金額における影響額をモデル世帯によりお示したもののになる。
- ・まず、モデル1として、年金収入80万円の65歳以上夫婦世帯収入160万円の場合は、新税率で計算した保険税世帯年額は、33,270円で現行税率との比較で年額3,600円の増額の見込みとなる。参考までに県が提示する標準保険税額と比較すると年額2,303円低く抑えることができている。
- ・同様にモデル2として、給与収入350万円の40代夫婦で介護分の保険税が発生、子ども1人の世帯を想定した場合、年額で44,930円の増額となる。標準保険税額からは22,682円低く抑える計算となる。
- ・モデル3として、給与収入250万円の30代夫婦と未就学の子ども1人世帯を想定した場合、年額で29,500円の増額となる。標準保険税額からは12,252円低く抑える計算となる。
- ・野洲市は、標準保険税率への統一に向かうこと、基金を最大限活用した結果、今回お示した税率にしていかなければ、野洲市国保財政の維持ができないところまで被保険者に還元してきたことを踏まえ、新税率への移行を承認いただきたい。

【質疑及び意見】

- (委員) 資料P5以降について、野洲市が基金を投入して税額を抑えていると思うが、もし基金の投入がなければ、一律一本化される令和9年度まで、資料P6の赤字で記載の推計まで保険料が上昇するという理解で問題ないのか。
- (事務局) P6下段のグラフのとおり、基金がなければ、青いラインが野洲市の保険税の推移となる。基金を活用することで、増額幅を低く抑えている。令和元年度から令和6年度までほぼ横ばいで一人当たりの保険料を推移させることができた。
また、令和9年度には県に保険料を統一させる必要がある点や基金の活用ができなくなることから、令和7、8年度保険料を増額するに至った。統一化後は県ができるだけ保険料を平準化する算定をするよう協議しており、県でも基金を積み立てている。
図でもわかるように、コロナ禍によって標準保険料の増減があった。このような経緯から、積み立てた基金を活用し、できるだけ赤色の点線のように、保険料を推移できるように県とは協議している。
- (委員) 資料P6上段の野洲市の保険料については、現行の税率と令和7年度の保険料を比較すると、この図のように保険料が推移するということか。
- (事務局) 現状、県と市で2万円ほど保険料が乖離している。現行の税額でいくと令和9年度は3万円まで差が拡大する。今回、令和7年度全体で保険料を1万5千円ほど増額して、令和9年度で1万5千円さらに増額を想定している。
- (委員) 令和元年からいままで保険料が大幅は上昇がなく推移している、令和7年度は保険料が1万5千円ほど増額することに対して、国保加入者への十分な説明をお願いしたい。
- (事務局) 国保に加入している市民の方には、理解いただけるよう説明に努める。
- (委員) 資料P3を見る限り、県が示す標準化保険料は相当高く見積もっているように感じる。
また、P5における野洲市の基金は令和10年度では、0になるということによいか。
- (事務局) まず、県の算定する標準保険料について、決して高いわけではなく、本来市町で基金を投入しなければ、県の標準保険料を徴収しなければ医療費が賸えないという認識でお願いしたい。平成30年度以前までは、市町ごとに保険料を算定し、基金で調整していた。おそらく統一直後は、各市町でも基金をかなりの額保有していたのではないかと推測している。その後、基金の調整幅が狭くなり、市町が保有している基金を活用するために、市民に還元するために標準保険料より低い水準になっていると思われる。令和9年度に向けて各市町が統一保険料に向けて、基金を活用し、保険料を低く抑えている状況である。最終的には、基金を使い切って、県が示す保険料に統一していく。
次に資料P5の基金の保有額残高については、令和8年度以降は、38万5千円となり、ほぼ残らない。令和9年度以降は、保険料に基金を活用できなくなるため、それまでに基金を最大限活用するかたちで保険料を計算している。

【令和7年度国民健康保険の納付金・保険税の算定(本算定)について採決】
・異議なしのため、事務局案のとおり改正を行う。

②国民健康保険関係条例の一部改正案について ～資料2～

【事務局説明の概要】

- ・資料2に記載の条例の改正案について新旧対照表をもとに説明。
- ・第3条から第8条は被保険者の医療保険分、後期高齢者支援金分にかかる所得割額、均等割額及び平等割額を改正するとともに、第23条は保険税率等の改正にあわせて、その額を基に算出される軽減措置にかかる7割軽減、5割軽減および2割軽減の軽減額の改正を行う。
- ・施行日は令和7年4月1日とし、令和6年度までの国民健康保険税については、従前の税率を適用する旨が附則の部分に記載している。

【質疑及び意見】

- ・なし

「次第4.報告事項」

①国民健康保険事業特別会計 令和7年度予算案の概要について ～資料3～

【事務局説明の概要】

- ・資料3より令和7年度国民健康保険事業特別会計の予算案を主な予算について説明。
- <歳入>
- ・款1国民健康保険税は、7億9,827万6千円。保険税改正に伴い、前年度比5.0%増。
 - ・款3国庫支出金は、7千円。
 - ・款4県支出金は、32億4,642万6千円。前年度比1.7%増。令和6年度マイナ保険証に伴うシステム改修費用等の財政支援により特別調整交付金が大幅に減額となっている。
 - ・款6繰入金は、3億8,109万8千円。前年度比△17.4%減。主な要因としては、財政調整基金の繰入額の減少したことが影響している。
 - ・款7繰越金は、100万円。
 - ・款8諸収入は、829万5千円。
- <歳出>
- ・款1総務費は、9,218万2千円。前年度比△0.8%減。制度改正に伴うシステム改修費用が主な要因。
 - ・款2保険給付費は、31億7,899万2千円。前年度比2.1%増。
 - ・款3国民健康保険事業費納付金は、10億9,600万8千円。前年度比△4.5%減。

- ・款5保健事業費は、5,997万8千円。前年度比△0.6%減。
- ・款6基金積立金は、26万9千円。前年度比1.9%増。
- ・款7諸支出金は、632万5千円。前年度比△8.4%減
- ・款8予備費は、200万円。前年度比△33.3%減
- ・歳入歳出総額44億3,575万4千円。

【質疑及び意見】

- (委員) 国民健康保険税の滞納額について、他の市町と比較するとどうなのか。事務費や人件費等については、今後県で統一的な費用が示されるのか。
- (事務局) 国民健康保険税の滞納については、一般的に大きな市町ほど滞納額が大きい傾向になる。野洲市の収納率については、ここ数年95%以上で推移している。大きい市町だと93.4%、小さい市町だと98%ほどの収納率になっている。

【補足】 令和5年度 滋賀県内の 国民健康保険税(料)の収納率
最小 94.51% 最大 98.80%

事務費については、各市町の人事・事業に基づき、必要系を国保予算に計上しているが、法定繰入として、一般会計から繰入れており、国保の税額には影響しないものである。

《閉会15時05分》